

第7回太宰府市自治基本条例審議会

平成26年1月29日（水）午後7時～

於太宰府市役所4階大会議室

出席者；

欠席者；

次 第

1.開 会

2.会長挨拶

議 事

1、第5回・第6回会議要旨について

2、まちづくり市民会議における太宰府市自治基本条例（仮称）に盛り込むべき素材について

閉会

(資料 1)

まちづくり市民会議における太宰府市自治基本条例（仮称）の素材

第 7 回 審議会資料

平成 26 年 1 月 29 日

太宰府市

目 次

11. 事業者の役割と責務	1 ページ
12. 市の役割と責務	2 ページ
13. 市長の役割と責務	4 ページ
14. 市民参画における市の役割と責務	5 ページ
15. 審議会等	6 ページ
16. パブリックコメント	8 ページ

1 1. 事業者の役割と責務

◆まちづくり市民会議の意見集約

○市内で事業活動その他の活動を行う者及び団体は、地域社会の一員として、その社会的な役割を認識し、地域社会との調和を図るとともに、地域課題の解決に向けた取組みに努めなければなりません。

◆審議会の意見

・事業者「等」を入れる。

(事業者等の役割と責務)

第〇条 市内で事業活動その他の活動を行う者及び団体は、地域社会の一員として、その社会的な役割を認識し、地域社会との調和を図るとともに、地域課題の解決に向けた取組みに努めなければなりません。

1 2. 市の役割と責務

◆まちづくり市民会議の意見集約

- 市は、市民と話し合い、互いに連携するとともに施策を決定し進めなければなりません。(1a、1b、1c)
- 市は、市民ニーズに適切に対応するため、職員の資質の向上を図り、業務マネジメントができる職員の育成をはじめ、公正で適切な実践的業務運営を行わなければなりません。(2a、2b、2c、2d)
- 市は、職員の資質向上のために、研修や交流等を行わなければなりません。(3)
- 市は、市民の立場に立ち、庁内協働を積極的にすすめなければなりません。(4)
- 市は、市民との積極的な対話をこころがけ、市民に分かりやすくかつ速やかな情報公開に努めなければなりません。(5)
- 市は、全体の奉仕者として市民の声を真摯に受け止め、適確かつ迅速に、公平かつ誠実に職務を遂行するとともに、市民に対して丁寧な説明と対応をこころがけなければなりません。(6)

◆審議会の意見

- ・市長の役割と、職員の役割、及び市政運営の仕組みを区別して議論する必要がある。市民会議の要素を分解・整理し再検討する。(他市事例提示)

◆市民会議の意見を分解

市長の役割と責務

- 1b. 施策を決定する。
- 2b. 職員の資質の向上を図る
- 2c. 業務マネジメントができる職員を育成する
3. 市は、職員の資質向上のために、研修や交流等を行わなければなりません。

職員の役割と責務

- 1a. 市民と話し合い、(ニーズを把握し、)互いに連携する
- 2a. 市民ニーズに適切に対応する
- 2d. 公正で適切な実践的業務運営を行わなければなりません。
6. 市は、全体の奉仕者として市民の声を真摯に受け止め、適確かつ迅速に、公平かつ誠実に職務を遂行するとともに、市民に対して丁寧な説明と対応をこころがけなければなりません。

市政運営の仕組み

- 1c. 施策を進めなければなりません。
4. 市は、市民の立場に立ち、庁内協働を積極的にすすめなければなりません。
5. 市は、市民との積極的な対話をこころがけ、市民に分かりやすくかつ速やかな情報公開に努めなければなりません。

■首長の役割と責務

ニセコ町	<p>(町長の責務)</p> <p>第 25 条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、<u>公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。</u></p> <p>(就任時の宣誓)</p> <p>第 26 条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、<u>公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用する。</p>
筑紫野市	<p>(市長等の役割及び責務)</p> <p>第 9 条 市長等は、本条例の基本理念を実現するため、<u>公正かつ誠実に職務に当たらなければならない。</u></p> <p>2 市長等は、市民等がまちづくりの主体であることを踏まえ、様々な制度及び施策を講じて市民参画の機会を保障しなければならない。</p> <p>3 市長等は、市民参加の機会を保障するため、市民生活に重要な影響を及ぼす計画の策定若しくは変更又は条例等の制定若しくは改廃をしようとするときは、緊急を要する場合等を除き、市民等に意見を求めなければならない。</p> <p>(説明責任及び応答責任)</p> <p>第 12 条 市長等は、<u>政策の実施及び評価について、市民等にわかりやすく説明する責任を果たさなければならない。</u></p> <p>2 市長等は、市民等から提出された意見及び提案等に対し、法令等に回答義務がないものを除き、速やかに、回答するとともに、原則として公表しなければならない。</p>
三鷹市	<p>(市長の責務)</p> <p>第 9 条 市長は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信託に応え、市民自治の理念を実現するため、<u>公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。</u></p> <p>2 市長は、毎年度、市政運営の方針を明確に定めるとともに、<u>その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。</u></p>

■職員の役割と責務

ニセコ町	<p>(執行機関の責務)</p> <p>第 27 条 町の執行機関は、その権限と責任において、<u>公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。</u></p> <p>2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。</p>
筑紫野市	<p>(職員の責務)</p> <p>第 14 条 市の職員は、政策を職務として執行するに当たり、市民等によるまちづくりを尊重するとともに、<u>誠実及び公正を旨とし、効率的かつ効果的な実務を行わなければならない。</u></p> <p>2 市の職員は、公正な市政を妨げ、又は市民等の信頼を損なう行為が行われたことを知ったときは、その事実を放置し、又は隠してはならない。</p> <p>3 市の職員は、職務の遂行に必要な知識、技術等の能力開発及び自己啓発を行うとともに、<u>創意工夫に努めなければならない。</u></p>
奈井江町	<p>(町職員の責任)</p> <p>第 17 条 町職員は、町政運営を支える役割があることを深く認識し、この条例を誠実に守って仕事を行います。</p> <p>2 町職員は、自らが地域社会の一員であることを自覚し、常に町民の視点に立って仕事を行います。</p> <p>3 町職員は、仕事に責任を持ち、必要な能力を自ら高めるように努めます。</p>

13. 市長の役割と責務

◆まちづくり市民会議の意見集約

- 市長は、市民全体の代表者として、市民の声を真摯に受け止め、公正かつ誠実に市政運営を行わなければなりません。
- 市長は、政策決定を行う際には、透明性と客観性を確保するように努め、市民に対し説明責任を果たさなければなりません。

◆審議会の意見

- ・透明性と客観性を確保するためには、それを判断する基準が事前に必要となり、この条文だけでは規定できない。「透明性と客観性をどのように確保するか」は「市政運営の仕組み」にて規定する。

14. 市民参画における市の役割と責務

◆まちづくり市民会議の意見集約

- 市は、市民参画を進めるため、市民による活動に対してその自主性と自立性を尊重しつつ、必要に応じて適切な支援を行うものとします。
- 市は、市民参画について、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければなりません。

◆審議会の意見

- ・現時点で提案された市民会議の素材は、「コミュニティに参加」の規定になっているため、日田市第21条を参照する。
- ・「公正かつ透明な市民参画の機会を創出すること」の細目は他の事例にゆだねる書き方とする。

日田市	<p>(市民参画)</p> <p>第 21 条 市長等は、市政に関する計画や政策の立案段階から、公正かつ透明な市民参画の機会を積極的に創出し、市民の意見が市政運営に適切に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民に対し市民参画を有意義なものにするために必要な資料等を提供しなければならない。</p> <p>3 市長等は、前2項に規定するもののほか、市民の意見、要望及び提案を受け付けるとともに、意見等に対する<u>処理結果を明らかにする</u>など、誠実に対応するものとする。</p>
小諸市	<p>(参加と協働の推進)</p> <p>第 28 条 市の執行機関は、市民の意見が市政へ適切に反映されるよう、市政への市民参加を推進します。</p> <p>2 市民、市議会及び市の執行機関は、それぞれの役割と責任に基づき、相互に補完し、協力して行動する協働のまちづくりを推進します。</p> <p>3 市議会及び市の執行機関は、協働のまちづくりを推進するため、必要な施策を講じます。</p> <p>4 市の執行機関は、協働のまちづくりの推進にあたっては、市民の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援します。</p>
春日部市	<p>(市民参加)</p> <p>第 24 条 議会及び執行機関は、市民が市政に参加できるよう多様な参加の機会を提供します。</p> <p>(意見の取扱い)</p> <p>第 25 条 議会及び執行機関は、市民参加によって市民から提出された意見について、それぞれの考え方及び市政への反映状況について、市民に<u>分かりやすく公表</u>します。</p> <p>(市民参加のための学習支援)</p> <p>第 26 条 執行機関は、市民が市政への関心を高め、理解を深められるよう学習の機会を設けます。</p>

15. 審議会等

◆まちづくり市民会議の意見集約

A案については次のとおり

- 市は、審議会等（地方自治法に規定する附属機関その他これに類するものをいいます。）の委員を選任する場合は、適正な委員構成に努めるとともに、広く市民の意見を取り入れるため、委員は、原則としてその50%を市民からの公募によるものとします。ただし、公募に適さないなど正当な理由がある場合は、この限りではありません。
- 市は、委員の選任に当たっては、男女の構成比、年齢、地域及び他の委員との重複に配慮するなど、委員構成における公平性の保持に配慮するとともに、透明性を確保しなければなりません。
- 市は、審議会等の会議及び会議録を原則として、公開しなければなりません。

B案については、次のとおり

- 市は、審議会等（地方自治法に規定する附属機関その他これに類するものをいいます。）の委員について、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるように努めなければなりません。
- 市は、委員の選任に当たっては、男女の構成比、年齢、地域及び他の委員との重複に配慮するなど、委員構成における公平性の保持に配慮するとともに、透明性を確保しなければなりません。
- 市は、審議会等の会議及び会議録を原則として、公開しなければなりません。

◆審議会の意見

- ・審議会だけが市民参加の方法ではなく、審議会は専門性を必要とする機関であるため、「何割を市民公募とする」などの規定は望ましくない。
- 他市事例を参考に整理する

◆附属機関等の運営

ニセコ町	<p>(審議会等の参加及び構成)</p> <p>第31条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、<u>公募の委員を加えるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 前項の委員の構成に当たっては、<u>一方の性に偏らないよう配慮するものとする。</u></p>
筑紫野市	<p>(審議会等の委員)</p> <p>第17条 市長等は、審議会等（法令等の規定による附属機関及びこれに準じる懇談会、検討委員会、市民委員会等をいう。）を設置しようとするときは、広く市民等の意見を取り入れるため、委員の選任に当たっては識見を有する者のほか、<u>原則としてその一部を市民等からの公募により行わなければならない。</u></p> <p>2 市長等は、委員の選任に当たっては、<u>男女の構成比等委員構成における公平性の保持に配慮するとともに、委員の選定の手続について透明性を確保しなければならない。</u></p>
岐阜市	<p>(審議会等の運営)</p> <p>第13条 市長等は、審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他これに類するものをいう。）の委員を選任する場合は、<u>適正な委員構成に努めるとともに、原則としてその一部には市民からの公募による委員を選任するものとする。</u></p>
垂井町	<p>(審議会などの運営)</p> <p>第18条 行政は、審議会などの委員を選任する場合は、<u>公募による住民を含めるよう努めるとともに、その構成については、性別、年齢層などの均衡を図ります。</u></p> <p>2 審議会などの会議は、公開することを原則とします。</p>

伊賀市	<p>(審議会等への市民参加)</p> <p>第17条 市は、審議会その他の附属機関の委員には、<u>公募の委員を加えるよう務めなければならない。</u></p> <p>2 審議会その他の附属機関の委員の任命に当たっては、その機関の設置の目的に応じて、<u>地域、性別、年齢、国籍などに配慮しなければならない。</u></p>
愛川町	<p>(委員の公募)</p> <p>第16条 町は、審議会等の委員の選任に当たっては、<u>公募の委員を加えるものとする。</u>ただし、次の各号のいずれかに該当する審議会等については、この限りでない。</p> <p>(1) 法令で委員の資格要件が定められている審議会等</p> <p>(2) 特定の個人及び団体並びに行政処分に係る審議会等</p> <p>(3) 専門的知識が要求される審議会等</p> <p>(4) その他委員の公募が適当でない審議会等</p>
日田市	<p>(附属機関等)</p> <p>第18条 市長等は、附属機関等の委員を選任するときは、原則としてその全部又は一部を市民からの公募等により行うものとする。</p> <p>2 市長等は、前項の公募等を行うときは、男女比率、年齢構成、地域構成等を考慮し、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。</p> <p>3 市長等は、原則として附属機関等の会議を公開するとともに、会議録及び資料を公表するものとする。</p>

16. パブリック・コメント

◆まちづくり市民会議の意見集約

- 市は、市政の基本的かつ重要な政策等の決定に当たり、その案の趣旨、内容等を公表し、広く市民から意見を求めるパブリック・コメント手続きを実施しなければなりません。
- 市は、パブリック・コメント手続きにより提出された市民の意見を十分考慮して、意思決定を行うとともに、速やかにその結果を市民に公表するものとします。
- 第1項の手續及び前項の公表については、別に「太宰府市パブリック・コメント手續実施要綱」に定めています。

◆審議会の意見

- ・パブコメは、意見が出やすいように分かりやすい資料をつくり、判断材料を十分に提供すること、どこが論点なのかを明らかにしていくことなどを規定する必要がある。
- 次回、パブコメの確認から始める